

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊運試第83号

令和5年5月19日

取消処分者講習の事務処理要領について（通達）

取消処分者講習については、「取消処分者講習の事務処理要領について（通達）」（令和4年3月4日付け熊運試第28号）により運用してきたところであるが、本要領を一部改正し、別添「取消処分者講習事務処理要領」により運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、前記通達については、本通達の発出をもって廃止する。

別添

取消処分者講習事務処理要領

1 受講対象者

取消処分者講習（以下「講習」という。）の受講対象者は、運転免許の拒否若しくは取消又は6月を超える期間の自動車等の運転禁止の処分（以下「取消処分等」という。）を受けた者（道路交通法第96条の3第2項に定める「準取消処分者等」を含む。）とする。

ただし、当該受講対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

- (1) 運転免許の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- (2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

2 講習の場所

- (1) 指定講習機関（別紙1「取消処分者講習指定講習機関一覧表」参照）
運転免許の取消し後の欠格期間が3年以下の者に限る
- (2) 熊本県警察本部運転免許試験課（以下「試験課」という。）
上記(1)以外の者

3 講習の計画

運転免許試験課長は、指定講習機関に対し、各月の末日までに翌々月の講習実施計画表を提出させること。

また、試験課における講習については、毎年12月に翌年1年間の実施計画表を作成し、講習予定を計画すること。

4 講習の予約

(1) 予約の受付

ア 日時

講習の予約については、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）までの午前9時から午後4時までの間に受付を行う。

イ 場所

(ア) 試験課

(イ) 各警察署の取消処分者講習事務を担当する交通課又は係（以下「交通課等」という。）

(2) 予約の方法等

ア 講習を受けようとする者（以下「受講希望者」という。）が、上記(1)のイのいずれかの場所において、直接申込みを行うこと。

なお、電話、代理人による申込みはできない。

イ 申込みの受付をした警察職員（以下「受付職員」という。）は、申込み者が、

受講希望者本人であることを確認し、同人に別紙2「取消処分者講習受講調査申請書」(以下「調査申請書」という。)を記入させ、提出させること。

ウ 講習の申込みを交通課等で受理したときは、試験課へ電話連絡(701-491又は421)した後、調査申請書をファックス送信(701-419)すること。

エ 試験課は、調査申請書の記載内容に基づき受講希望者の交通違反歴等及び行政処分歴を調査の上、受講の可否、講習の種類(飲酒取消講習又は一般取消講習)について確認を行い、受講可能である場合は、講習場所及び講習日時(以下「講習場所等」という。)を決定させ、交通課等での申込みの場合は、その講習場所等を電話連絡すること。

オ 受付職員は、講習場所等が決定した受講希望者に対し、熊本県道路交通規則に定める別記様式第37号「取消処分者講習受講申込書」(以下「受講申込書」という。)を作成させ、証明用写真3枚(縦3.0×横2.4cmで6か月以内に撮影されたもの)を添付させること。

カ 受付職員は、受講希望者が受講申込書を作成し予約が完了した後、予約の内容を記載した別紙3「取消処分者講習案内」を作成し、受講希望者に対し交付すること。

(3) 申請書の送付

交通課等は、受講希望者が作成した調査申請書及び受講申込書(以下「調査申請書等」という。)を通送(票付き)により速やかに試験課へ送付すること。

(4) 受付時の留意事項

ア 予約の受付は、原則として欠格期間終了日の3か月前からとすること。

イ 受講希望者の交通違反歴等及び行政処分歴の調査は、システム上午後4時までとなっているため、受講希望者が受付終了の切迫した時刻に交通課等の窓口へ申込みに来たときは、予約受付の可否について試験課に確認すること。

なお、予約受付ができなかったときは、受講希望者に対し、時間に余裕を持って後日来庁するように説明すること。

また、4(1)アの受付時間外に、受講希望者が来庁した場合についても、同様に交通違反歴等及び行政処分歴の調査ができず予約受付ができないため、受付時間内に来庁するように説明すること。

ウ 受講希望者の本人確認は、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等により確実に行うこと。

エ 受講希望者が調査申請書等を作成する際は、他の来庁者等の目に触れにくい場所を選定する等、受講希望者のプライバシーの保護に配慮すること。

オ 調査申請書の病歴等に「はい」の回答がある場合については、試験課に電話連絡し、指示を受けること。

カ 受講希望者に対し、次のことを教示すること。

(ア) 講習当日は、身分証明書等及び講習手数料を持参すること。

(イ) 講習後交付される、取消処分者講習終了証明書の有効期間は、証明書交付日の翌日から1年間であること。

(ウ) 予約のキャンセルや変更の希望があるときは、事前に講習場所及び試験課に

連絡すること。

5 指定講習機関への通知等

(1) 試験課は、指定講習機関での講習が予定された場合は、別紙4「取消処分者講習受講予定者通知書」(以下「受講予定者通知書」という。)により、講習実施7日前までに指定講習機関に対し通知すること。

(2) 試験課及び別紙1の文書交付場所に係る交通課等の警察職員は、受講予定者通知書及び受講申込書(以下「受講予定者通知書等」という。)を指定講習機関担当者に対し、手交すること。

また、試験課は、指定講習機関に対する受講予定者通知書等の手交を交通課等に依頼する場合は、交通課等及び指定講習機関に対し、受講予定者通知書等を送付する旨を電話連絡した上で逡送(票付き)により送付すること。

(3) 交通課等の警察職員は、指定講習機関担当者に対し受講予定者通知書等を手交したときは、試験課へ電話により報告すること。

6 実施結果の報告

運転免許試験課長は、指定講習機関において講習が実施されたときは、講習修了後速やかに各指定講習機関の業務規定に定める取消処分者講習実施結果報告書により報告させること。

7 講習受講済の登録及び文書の保存

試験課は、講習を実施し、又は指定講習機関から講習2日目の実施報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録を行うこと。

また、4(2)イに係る調査申請書については、試験課において保存すること。

8 留意事項

講習に関連する文書については、受講希望者の氏名や生年月日等の人定に係る事項のほか、交通違反歴や処分歴等の個人情報に記載されており、紛失等があれば情報の流出に繋がるおそれがあるため、その保管や取扱いには細心の注意を払うこと。